

③ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区 分	平成 15 年 4 月	平成 16 年 4 月
田 原 本 町	93.1	91.8
町 村 平 均	95.7	93.7
地方公共団体平均	100.1	97.9

注 ① ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。 ② 町村とは全国の市町村であり、地方公共団体平均とは全国の都道府県、市町村などすべてです。

④ 職員の平均年齢・給料月額・給与月額の状況
（16年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
田原本町	44.3 歳	344,584 円	379,300 円
国	40.2 歳	327,555 円	381,113 円
町村平均	42.0 歳	327,960 円	374,298 円

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
田原本町	43.1 歳	220,800 円	242,300 円
国	— 円	— 円	— 円
町村平均	47.6 歳	278,340 円	300,951 円
民間事業者平均	— 円	— 円	— 円

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給料月額
田原本町	32.2 歳	268,500 円	286,900 円
国	— 歳	— 円	— 円
町村平均	41.9 歳	322,496 円	— 円

注 ① 「平均給料月額」とは、平成 16 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。 ② 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

⑤ 職員の初任給の状況（平成 16 年 4 月 1 日現在）

区 分		田原本町		国	
		初任給	2 年後	初任給	2 年後
一般 行政職	大学卒	177,400 円	190,200 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	143,300 円	154,300 円	138,800 円	148,500 円
技能 労務職	高校卒	157,500 円	171,400 円	—	—
	中学卒	140,700 円	151,500 円	—	—
教育職	大学卒	191,100 円	205,000 円	—	—
	短大卒	162,900 円	180,200 円	—	—

⑥ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
（平成 16 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 ～ 15 年	経験年数 15 ～ 20 年	経験年数 20 ～ 25 年
一般行政職	大学卒	270,500 円	321,900 円	376,500 円
	高校卒	224,600 円	245,000 円	340,300 円
技能労務職	高校卒	185,200 円	222,300 円	218,300 円
	中学卒	209,400 円	212,700 円	202,100 円
教育職	大学卒	279,400 円	－ 円	378,200 円
	短大卒	－ 円	325,800 円	－ 円

1 職員の任免・職員数に関する状況

① 職員の総数（各年4月1日現在）

	平成 16 年	平成 15 年
職員定数	331	331
職員数	315	316

※特別職を除く

② 全職員の平均年齢（各年4月1日現在）

	平成 16 年	平成 15 年
平均年齢	41.11	42.0

③ 採用者の状況

平成 16 年度での採用者はありませんでした。

④ 退職者の状況

退職には以下の事由による退職があります。

- 定年退職：定年（60 歳）により退職する場合
- 定年前早期退職：人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勧奨を行い、これに応じて退職する場合
- 自己都合退職：本人の都合により退職する場合
- その他：死亡による退職など

事由別退職者数（平成 16 年度）

	定年	定年前 早期退職	自己 都合	その他	計
一般行政職	4	3	1		8
技能労務職	4		1		5
教 育 職			1		1
計	8	3	3		14

⑤ 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。田原本町では再任用は行っていません。

2 職員給与の状況

① 人件費の状況（普通会計決算）

16 年度	住民基本台帳人口(平成 17 年 3 月 31 日)	33,389 人
	歳 出 額 A	12,418,057 千円
	実 質 収 支	688,477 千円
	人 件 費 B	2,135,819 千円
	人件費率 B/A	17.2% (参考・15 年度…17.1%)

注 ① 平成 16 年度の歳出額に対する人件費の割合です。 ② 「普通会計」とは、国民健康保険特別会計などの「特別会計」、「水道事業会計」を除いた会計です。

② 職員給与費の状況（普通会計予算）

17 年度	職 員 数 A		284 人
	給与と費（計B） 1,684,388 千円	給 料	1,045,826 千円
		職員手当	218,345 千円
		期末・勤勉手当	420,217 千円
	一人当たり給与と費B／A		5.931 千円

注 ① 職員手当には退職手当を含みません。 ② 給与費は当初予算に計上された額で、退職手当・共済費・特別職の給与・報酬などは含みません。

エ 特殊勤務手当（平成 16 年 4 月 1 日現在）

支給実績（16 年度決算）	5,421 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（16 年度決算）	154,874 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（16 年度）	11.7%

● 手当の種類（手当数）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
ごみ処理作業従事手当	環境管理課に属する技能労務職員	ごみ処理作業に従事する職員	月額 20,000 円
町税の徴収・収納事務手当	税務課徴収係に属する職員	町税の徴収・収納事務に従事する職員	月額 2,500 円、 庁外 1 日 250 円
水道事業従事手当	水道部施設課に属する職員	水道工事業に従事する職員	月額 3,000 円
下水道事業従事手当	下水道課に属する職員	下水道工事業に従事する職員	月額 2,000 円

注 1 実際に支給した手当を記載しています。 **2** 町税の徴収・収納事務手当、水道事業従事手当は、平成 17 年 3 月 31 日で廃止しました。

オ 時間外勤務手当

	16 年度決算	15 年度決算
支 給 実 績	59,770 千円	63,277 千円
対象職員 1 人当たり平均支給年額	244 千円	243 千円

カ その他の手当（16 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容・支給単価	国の制度との異同 (異なる内容)	支給実績 (16 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給 年額 (16 年度 決算)
扶養手当	・配偶者 13,500 円 ・扶養親族（2 人まで）各 6,000 円 （扶養親族でない配偶者を有する場合の 1 人目の親族 6,500 円） ・扶養親族 3 人目以降 5,000 円 ・満 16 歳の年度初～満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円（配偶者のない職員の扶養親族 1 人 11,000 円）	同	40,323 千円	260,148 円
住居手当	・借家（最高限度額）27,000 円 ・持家（新築から 5 年まで 2,500 円、それ以後 1,000 円）	同	10,412 千円	185,928 円
通勤手当	・交通機関利用者最高限度額 55,000 円（6 月定期分支給） ・自動車等利用者 2km 以上で 5km ごとに 13 段階の区分 最高限度額 24,500 円	同	14,883 千円	69,546 円
管理職手当	部長級 14%、課長級・園長 12%、課長補佐級 10%、主任教諭 8%	異 (25 ～ 8%)	37,044 千円	588,000 円
休日勤務手当	勤務 1 時間の給与額×135/100	同	3,404 千円	13,895 円

7 一般行政職の級別職員数の状況

（平成 16 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長・参事・教育次長の職務	7 人	3.0%
8 級	課長・局長・主幹の職務	28 人	12.0%
7 級	課長補佐・副館長の職務	24 人	10.0%
6 級	課長補佐・係長の職務	22 人	9.0%
5 級	係長・主査の職務	56 人	24.0%
4 級	係長・主査・主事の職務	56 人	24.0%
3 級	主事の職務	25 人	11.0%
2 級	主事の職務	17 人	6.0%
1 級	主事の職務	2 人	1.0%

注 1 一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。 **2** 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

8 昇給期間短縮の状況

区 分	16 年度	15 年度
職員数 A	315 人	316 人
普通昇給期間（12 ～ 24 月）を短縮して昇給した職員数 B	23 人	48 人
比率 B／A	7.3%	15.0%

注 昇給期間の短縮には、昇任時特別昇給などがあります。

9 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（平成 16 年度）

田 原 本 町		国	
1 人当たり平均支給額 (16 年度) 1,463 千円		—	
(16 年度支給割合)		(16 年度支給割合)	
期末手当 3 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	期末手当 3 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注 カッコ内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 16 年 4 月 1 日現在）

	田 原 本 町		国	
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	自己都合	勲奨・定年
勤続 20 年	21.00 月分	28.09 月分	21.00 月分	28.09 月分
勤続 25 年	33.75 月分	43.34 月分	33.75 月分	43.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	60.99 月分	47.50 月分	60.99 月分
最高限度額	60.00 月分	60.99 月分	60.00 月分	60.99 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2 ～ 20%加算) (退職時特別昇給 1 号給、16 年度で廃止)		定年前早期退職特例措置 (2 ～ 20%加算)	
1 人当たり平均支給額	12,219 千円	20,400 千円	—	—

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、16 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 調整手当（平成 16 年 4 月 1 日現在）

支給実績（16 年度決算）			35,436 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（16 年度決算）			118,514 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
田原本町内	3%	299 人	0%

12 公営企業職員の状況

※水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

16年度	総費用 A	739,496 千円
	純損益または実質収支	▲ 55,844 千円
	職員給与費 B	122,447 千円
	総費用に占める職員給与費比率 B/A	16.6%
	(参考) 15 年度の総費用に占める職員給与費比率	16.6%

イ 予算

17 年度	職員数 A		16 人
	給与と費（計 B） 108,365 千円	給料	67,666 千円
		職員手当	13,097 千円
		期末・勤勉手当	27,602 千円
	一人当たり給与と費 B／A		6,773 千円

注 ① 職員手当には退職手当を含みません。 ② 給与費は当初予算に計上された額で、退職手当・共済費・特別職の給料・報酬などは含みません。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

(16 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
田原本町	42.1 歳	334,200 円	377,800 円

注 平均給料月額は、平成 16 年 4 月における職員に支給される基本給としての給料を職員数で除したものの。平均給与月額は、平成 16 年 4 月における給料月額と職員手当（扶養手当、住居手当、調整手当、管理職手当）の合計を職員数で除したものの。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

田 原 本 町		田原本町 (一般行政職・団体平均等)	
1 人当たり平均支給額 (16 年度)	1,686 千円	1 人当たり平均支給額 (16 年度)	1,534 千円
(16 年度支給割合)		(16 年度支給割合)	
期末手当 3 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	期末手当 3 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の 段階、職務の級等による加算 措置		(加算措置の状況) 職制上の 段階、職務の級等による加算 措置	

注 カッコ内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (16 年 4 月 1 日現在)

	田 原 本 町		田原本町 (一般行政職・団体平均等)	
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続 20 年	21.00 月分	28.09 月分	21.00 月分	28.09 月分
勤続 25 年	33.75 月分	43.34 月分	33.75 月分	43.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	60.99 月分	47.50 月分	60.99 月分
最高限度額	60.00 月分	60.99 月分	60.00 月分	60.99 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措 置 (2% ~ 20% 加算) (退職時特別昇給有り 1 号給)		定年前早期退職特例措 置 (2% ~ 20% 加算) (退職時特別昇給有り 1 号給)	
1 人当たり 平均支給額	— 千円	22,188 千円	9,768 千円	22,104 千円

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

10 特別職の報酬等の状況 (16 年 4 月 1 日現在)

区分	給 料 月 額 等		
給料		(参考) 類似団体における 最高/最低額	
	町長	880,000 円	989,000 円 / 650,000 円
	助役	750,000 円	816,000 円 / 532,000 円
	収入役	690,000 円	741,000 円 / 519,000 円
報酬	議長	380,000 円	499,000 円 / 227,000 円
	副議長	335,000 円	440,000 円 / 182,000 円
	議員	320,000 円	400,000 円 / 157,000 円
期末 手当	町長	(16 年度支給割合) 6 月 1.6 12 月 1.7 計 3.3 月分	
	助役		
	収入役		
	議長	(16 年度支給割合) 6 月 1.6 12 月 1.7 計 3.3 月分	
	副議長		
	議員		
退職 手当		(算定方式)	(支給時期)
	町長	給料月額 × 520/100 × 勤続年数	在職中通算または 任期毎の選択制
	助役	給料月額 × 330/100 × 勤続年数	
	収入役	給料月額 × 280/100 × 勤続年数	

注 平成 16 年 4 月から町長、助役、収入役の給料をそれぞれ 2.5% を減額しています。

11 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な 増減理由
		平成 15 年	平成 16 年		
一般 行政部門	総務 衛生・土木	49 70	47 69	- 2 - 1	欠員不補充 欠員不補充
	小計	181	178	- 3	
特別 行政部門	教育	94	93	- 1	欠員不補充
	小計	94	93	- 1	
公営企業等 会計部門	下水道	9	10	1	業務増
	国保事業	4	5	1	業務増
	介護保険事業	12	13	1	業務増
	小計	41	44	3	
合 計		316 (331)	315 (331)	- 1 (0)	

注 ① 職員数は一般職に属する職員数です。 ② カッコ内は、条例定数の合計です。 ③ 職員数に増減のあった区分だけを記載しています。

(2) 年齢別職員構成の状況 (16 年 4 月 1 日現在)

区 分	20 歳 未満	20 ~ 23 歳	24 ~ 27 歳	28 ~ 31 歳	32 ~ 35 歳	36 ~ 39 歳	40 ~ 43 歳
職員数	1 人	21 人	22 人	43 人	26 人	16 人	26 人

区 分	44 ~ 47 歳	48 ~ 51 歳	52 ~ 55 歳	56 ~ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	38 人	46 人	48 人	28 人	0 人	315 人

⑤職員の育児休業の概要と取得状況 職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は、1日単位で、部分休業は時間単位で取得できます。平成16年1月から12月までの育児休業取得者数は、2人です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。「懲戒処分」とは、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。平成16年度中の分限・懲戒処分は、次のとおりです。

- ①分限処分・・・心身の故障により休職処分とした者＝2人
- ②懲戒処分は行いませんでした。

5 職員の服務状況

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務を遂行しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用を傷つけたり、全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員には争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成などに関する政治的行為が禁止されています。

6 職員の研修状況

職員に高度な専門知識、技術等を取得させるため職員を研修機関などへ派遣し、研修を実施させています。平成16年度の受講者数は次のとおりです。

- ①奈良県市町村職員研修センター＝28人
- ②市町村職員中央研修所＝8人
- ③全国国際文化研修所＝1人
- ④その他＝4人

7 職員の福祉・利益の保護の状況

- ①町の常勤職員は、奈良県市町村職員共済組合に加入し、当該組合の規定による短期給付（保健・休業・災害・付加）並びに長期給付（年金）を受けることができます。なお、幼稚園教諭、給食調理員、学校用務員など一部の職員は、公立学校共済組合に加入しています。

- ②町の職員が公務による災害で病気になったり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

- ③職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施するとともに、安全衛生委員会及び町の産業医の指導により職員の健康に配慮しています。

- ④職員からの会費で職員互助会を組織し、職員に対する慶弔金や見舞金を交付しています。

8 公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求また不服の申し立てを行うことができます。平成16年度は、措置要求・不服申し立てはありませんでした。

ウ 調整手当（16年4月1日現在）

支給実績（16年度決算）			2,104千円
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）			131,483円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
田原本町全地域	3%	16人	3%

エ 特殊勤務手当（16年4月1日現在）

支給実績（16年度決算）	277千円
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	34,625円
職員全体に占める手当支給職員の割合（16年度）	50.0%

手当の種類（手当数）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道業務手当	水道部業務課に勤務する職員	水道料金の徴収・収納	月額2,500円
	水道部施設課に勤務する職員	水道施設の維持管理、工事など	月額3,000円

注 特殊勤務手当は、平成17年3月31日付で廃止。

オ 時間外勤務手当

	16年度決算	15年度決算
支 給 実 績	2,475千円	3,435千円
対象職員1人当たり平均支給年額	225千円	312千円

注 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（16年4月1日現在）

手当名	内容・支給単価	国の制度との異同（異なる内容）	支給実績（16年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）
扶養手当	一般職に同じ	同	2,712千円	246,545円
住居手当		同	324千円	324,000円
通勤手当		同	677千円	45,133円
管理職手当		異（25～8%）	3,117千円	623,400円
休日勤務手当		同	117千円	10,636円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- ①**職員の勤務条件、休憩・休息時間の概要（平成16年4月1日現在）** 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日8時間、週40時間です。別に45分の休憩時間及び30分（15分×2回）の休息時間があります。

- ②**職員の年次休暇の概要と取得状況** 労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。平成16年1月から12月までの平均取得日数は、11.8日です。

- ③**病気休暇の概要と取得状況** 職員が疾病又は負傷のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限度の時間勤務することが免除されます。平成16年1月から12月までの取得者数は、延べ44人です。

- ④**特別休暇の概要と取得状況** 年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。主要なものは次のとおりです。

種 類	付与日数	種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間	妻の出産	2
ボランティア休暇	5	夏季休暇	3
結婚	5	子の看護休暇	5